

---

## IV よくある質問 【Q&A編】

---



# 1 こんなときどうする？

## Q 市からの広報紙が届けられる時期はいつですか？

A 広報紙等の配布は、毎月10日（休日の場合は、その直前の平日）に各自治会・町内会にお届けいたします。

⇒P. 28参照

## Q 自治会・町内会内の世帯数が増えたときはどうしたらいいですか？

A 世帯数が増えた時は、市広報紙等の配布部数の調整が必要となりますので、市役所市民協働推進課へご連絡ください。

## Q 自治会・町内会の会長や役員に、市から支払われる手当はありますか？

A 自治会・町内会の会長や役員に対し、手当はお支払いしていません。  
守谷市では「守谷市自治会業務委託要綱」に基づき、市と自治会が業務委託契約を締結し、「文書等の配布、回覧」などの業務を委託しております。そして、自治会・町内会に委託した業務を実施していただいた対価として、年度末に「業務委託料」を自治会・町内会にお支払いしております。

⇒P. 4参照

## Q 業務委託料はどのように支払われますか？

A 業務委託料は、3月1日現在の文書配布世帯数をもとに委託料を算出します。委託料の額は、基本割額が5,000円、世帯割額が1世帯あたり1,500円です。委託料は、年1回、3月下旬に町内会名義の口座へお振込みいたします。

⇒P. 30参照

## Q 区長を変更する場合の手続きは？

A 区長が増えた場合は、以下の手続きをお願いします。

### 【年度途中で変更する場合】

⇒ 新しく区長に就任された方に、「区長変更（留任）届」を送付いたしますので、市民協働推進課へご連絡ください。

### 【年度切り替えにより変更する場合】

⇒ 2月下旬頃に、現区長様あてに「区長変更（留任）届」を送付いたします。新しく区長に就任される方に記入していただき、市民協働推進課まで提出してください。



**Q 新しい回覧板が欲しい。**

A 市民協働推進課へお越しいただきお渡しするか、月1回の文書配布の際に、区長又は文書配布担当者のもとへお届けすることもできます。ご相談ください。

**Q 自治会・町内会の集会所を建設したいのですが、市からの補助はありますか？**

A 自治公民館の建設事業に対する補助金制度があります。新築のほか、増築・修繕を行う場合も補助対象となりますが、対象外の経費もありますので、詳細は市民協働推進課までご相談ください。

⇒P. 32参照

**Q 自治会・町内会所有の不動産を、自治会・町内会の名義で登記できますか？**

A 自治会・町内会が法人格を得ることにより、認可地縁団体となり、自治会・町内会名義で登記ができるようになります。

⇒P. 22参照

**Q 町内会総会資料の印刷のため、印刷機を使用したい。**

A 市役所や保健センター、公民館、市民活動支援センターにある印刷機を利用することができます。利用したい印刷機がある施設に、事前にお問合せください。

⇒P. 43参照

**Q 交通が危険な箇所に、カーブミラーや横断歩道・信号機を設置してほしい。**

A 交通防災課へご相談ください。ただし、横断歩道・信号機の設置については、警察の管轄となりますので、市で設置することはできません。

⇒P. 40参照

**Q 防犯灯が消えています。**

A 防犯灯の球切れを見つけたときは、電柱等に緑色のプレートで「守谷市防犯灯〇—〇〇〇〇」という市の管理プレート番号を確認し、交通防災課までご連絡ください。

⇒P. 39参照

**Q ごみ集積所を新設したい。**

A 複数世帯で申請いただければ、設置することができますが、回収車が通行可能な道路であるか、回収車が停車できる場所があるかなどの交通事情も勘案しなければなりませんので、設置の申請の際には事前にご相談ください。

なお、場所の確保やネット・ボックス等の設置は皆様でご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

**Q ごみ集積所のネットやボックス等を補修したいが、市からの補助はありますか？**

A ネット・ボックス等の補修を含め、管理は自治会・町内会など使用する方々で行って

いただくことになっておりますので、申し訳ありませんが市からの補助はありません。業務委託料等を活用していただきたいと思っております。

**Q 「食品リサイクル堆肥化事業」（生ごみ堆肥化事業）に参加したい。**

- A 「食品リサイクル堆肥化事業」は、決められた収集日（週2回）に、ご自宅前に生ごみをお出しいただき、個別に収集を行う事業です。市内にお住まいであれば、1世帯ごとの参加が可能です。参加申込後に、「バケツ」と「袋」等をお渡します。参加を希望される場合は、市役所生活環境課（0297-45-1111）へお問合せください。



